

インボイス制度説明会等のご案内

令和5年10月1日から適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されましたが、インボイスを発行できる「適格請求書事業者」となるためには、登録申請が必要です。

事業者の皆様には制度の内容等をご理解いただくため説明会を開催するとともに、併せて、登録の要否（登録した方が良いか否か）に関する相談会を実施します。

講師は、泉佐野税務署職員となります。

1 説明会の主な内容

インボイス制度の基本的な仕組みについて（消費税の仕組みから知りたい方向け）

2 説明会・相談会日程

月 日	時 間	説明会等の名称	開 催 場 所	定 員	連 絡 先
10月23日		インボイス制度説明会	泉佐野納税協会 3階会議室 泉佐野市日根野3683-3	20名	泉佐野税務署 072-462-3471 (代表) ※お電話の際には、自動音声案内にしたがって「2」番を選択し、個人事業者又は法人事業者とお伝えください。
	10:00～16:45	登録の要否を悩まれている方向け ※相談開始時間をご予約の際にご案内します		若干名	
11月22日		インボイス制度説明会	泉佐野納税協会 3階会議室 泉佐野市日根野3683-3	20名	
	10:00～16:45	登録の要否を悩まれている方向け ※相談開始時間をご予約の際にご案内します		若干名	
12月13日(水)	10:00～11:00	インボイス制度説明会 (消費税の仕組みから知りたい方向け)	泉佐野納税協会 3階会議室 泉佐野市日根野3683-3	20名	
	13:00～16:45	登録要否相談会 (登録の要否を悩まれている方向け) ※相談開始時間をご予約の際にご案内します		若干名	

- 会場の収容人数の都合上、事前予約制とさせていただきますので、参加ご希望の方は、泉佐野税務署個人課税部門（上記連絡先）までお申込みください。
- 定員に達した時点で、予約の受付を終了させていただきますので、あらかじめご了承ください。
- ご来場は、公共交通機関をご利用ください。